



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年10月31日（月）
問い合わせ先：新型コロナウイルスワクチン対策室
室長：辻村
担当：岩瀬、田中
電話：767-7397

乳幼児（生後6か月から4歳）の新型コロナワクチン接種を開始します

1 接種の概要

- (1) 対象者 さいたま市に住民登録のある生後6か月から4歳の乳幼児
- (2) ワクチン ファイザー社の乳幼児用（6か月～4歳用）ワクチン
※オミクロン株対応型のワクチンではありません。
- (3) 接種回数 3回
- (4) 接種間隔 2回目接種は1回目接種から通常3週間
3回目接種は2回目接種から8週間以上
- (5) 接種会場 小児科を中心とした個別接種実施医療機関
- (6) 開始時期 11月21日（月）
- (7) 予約枠公開日時 11月9日（水）10時00分

2 接種用クーポン券の発送

- (1) 発送日 11月8日（火）
- (2) 発送件数 約4.9万件
※平成29年（2017年）11月2日～令和4年（2022年）5月1日生まれの方
※以降、生後6か月に達した月の翌月上旬に発送します。
（例：5月2日～6月1日生まれの方の場合
⇒11月1日～11月30日に生後6か月に達するため、12月上旬に発送予定）

3 予約方法

- (1) さいたま市ワクチン接種予約サイトでのWeb予約
- (2) さいたま市コロナワクチンコールセンターへの電話による予約
- (3) かかりつけ医等での直接予約

4 保護者の同意と立ち会い

ワクチンを接種する際には、保護者の同意と立ち会いが必要です。感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についての正しい情報を確認し、保護者の方に接種をご判断いただきますようお願いいたします。保護者の方の同意なく、接種が行われることはありません。

(参考：厚生労働省「生後6か月～4歳の子どもへの接種（乳幼児接種）についてのお知らせ」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_for_inf_chd.html

5 その他のワクチンとの接種間隔

新型コロナワクチンは、インフルエンザワクチンとの同時接種が可能です。インフルエンザワクチン以外のワクチンは、新型コロナワクチンと同時に接種できず、2週間以上間隔を空けて接種することとなります。

6 接種当日に必要な持ち物

- ・ 接種を受ける方の健康保険証
- ・ 子育て支援医療費受給資格証
- ・ 母子健康手帳
- ・ 接種用クーポン券
- ・ 予診票
- ・ おくすり手帳（定期的に服薬している方のみ）

7 その他

- ・ 現時点で接種を無料で受けられる期間（令和5年3月末）までに3回の接種を完了するためには、原則として令和5年1月13日（金）までに1回目を接種する必要があります。
- ・ 3回の接種の途中で5歳に達した場合も、3回目まで乳幼児用ワクチンを接種することになります。
- ・ 準備ができ次第、予約が可能な接種会場を地図上から探せる「さいたま市コロナワクチンマップ」（市ホームページ）に掲載予定です。

【さいたま市コロナワクチンコールセンター】

9時00分から21時00分まで（年中無休）

電話番号：0120-201-178

FAX番号：0120-289-139

【市ホームページURL】

<https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/013/021/index.html>

（トップページ>健康・医療・福祉>健康・医療>インフルエンザ・感染症>新型コロナウイルス関連情報>暮らしに関する情報>新型コロナウイルスワクチンに関する情報）